

令和5年版
(2023年版)

姫路の環境の概況

【姫路市 農林水産環境局 環境政策室】

令和5年8月作成

目 次

1	大気環境の概況	・ ・ ・ ・ ・ 1
2	有害大気汚染物質等の概況	・ ・ ・ ・ ・ 1 3
3	自動車公害の概況	・ ・ ・ ・ ・ 1 6
4	水質環境の概況	・ ・ ・ ・ ・ 2 2
5	苦情処理の概況	・ ・ ・ ・ ・ 2 9

1 大気環境の概況

市内における大気環境の現況については、図1-1に示す一般環境大気測定局9局と各種大気汚染調査により把握に努めている。

一般環境大気測定局における主な大気汚染物質の市内平均濃度の推移は、図1-2に示すとおりであり、横ばい傾向である。

また、令和4年度の測定結果の項目別概要は、以下のとおりである。

なお、白浜測定局は、有効測定時間である6,000時間を下回っていたため、年間値は参考値として取り扱う。

(1) 二酸化硫黄（表1-1、1-2）

令和4年度の市内平均値は0.001ppmであった。最高値は広畑測定局の0.002ppmであり、最低値は八代、飾磨、御国野、網干、飾西、香寺、林田測定局の0.001ppmである。全測定局で環境基準に適合している。

市内平均値は、昭和40年代前半をピークに減少し、昭和52年度以降46年連続して全局適合しており、近年横ばい傾向である。

(2) 二酸化窒素（表1-3、1-4）

令和4年度の市内平均値は0.006ppmであった。最高値は広畑、飾磨測定局の0.009ppmであり、最低値は香寺、林田測定局の0.004ppmである。全測定局で環境基準に適合している。

市内平均値は、昭和53年度以降45年連続して全局適合しており、近年横ばい傾向である。

(3) 光化学スモッグ（表1-5、1-6）

令和4年度は、注意報等の発令はなかった。

(4) 浮遊粒子状物質（表1-7、1-8）

令和4年度の市内平均値は0.013mg/m³であった。最高値は広畑、御国野測定局の0.015mg/m³であり、最低値は飾磨、林田測定局の0.012mg/m³である。全測定局で環境基準に適合している。

市内平均値の経年変化は、近年横ばい傾向である。

(5) 微小粒子状物質（表1-9、1-10）

令和4年度の市内平均値は9.1μg/m³であった。最高値は広畑測定局の9.7μg/m³であり、最低値は御国野測定局の8.2μg/m³である。全測定局で環境基準に適合している。

(6) 降下ばいじん（表1-11、1-12）

降下ばいじんには環境基準が定められていないが、これまで本市では、総量について年平均値5.0t（1ヶ月間・1km²当たり降下量）を「好ましい環境条件の目安」としてきた。平成20年度から、不溶解性物質量の月間値3.0t（1ヶ月間・1km²当たり降下量）を「行政と事業者が目指していくべき値」として追加設定した。

令和4年度は、総量の年平均値5.0tを超過した地点はなかったが、不溶解性物質量の月間値3.0tについては、1地点で超過した。

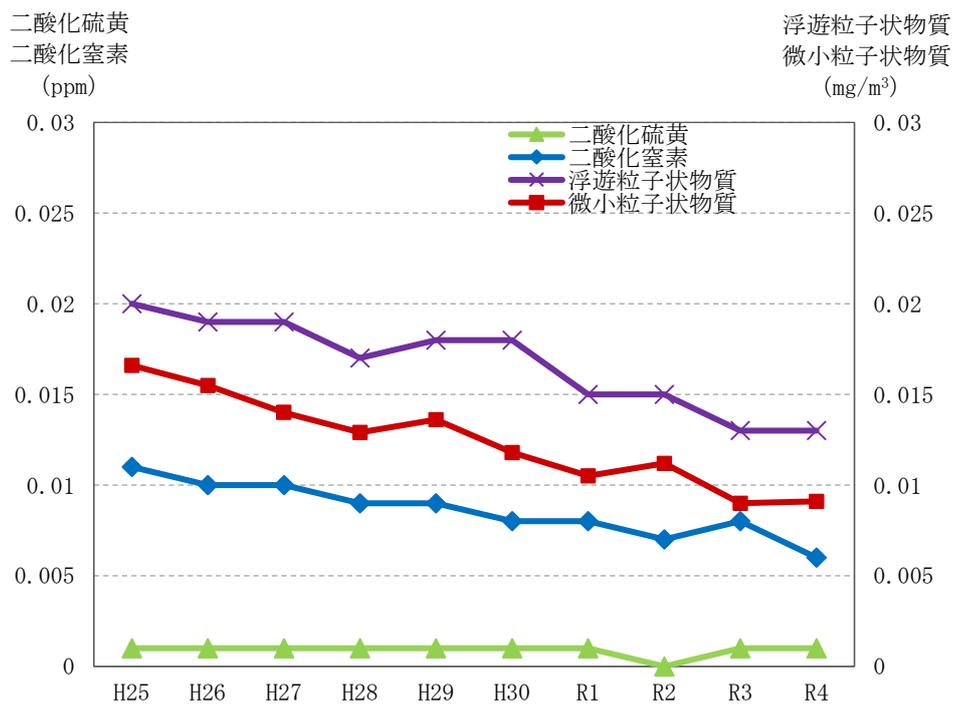
(7) 酸性雨（表1-13、1-14）

令和4年度の月平均pHは4.5～5.6、年平均pHは5.1であった。

(8) アスベスト（表1-15）

令和4年度の市内の一般大気環境中のアスベスト濃度は<0.056～0.056本/ℓであった。

図 1 - 2 大気汚染物質（年平均値）の推移



大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件 (環 境 基 準)
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
備 考	<p>1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>2 浮遊状粒子物質 (SPM) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10µm以下のものをいう。</p> <p>3 微小粒子状物質 (PM2.5) とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5µmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いてより粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p> <p>4 一酸化炭素の8時間平均値とは、0～8時、8～16時、16～24時のそれぞれの平均値をいう。</p> <p>5 ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルをいう。</p>

表 1-1 二酸化硫黄濃度の環境基準適合状況（令和4年度）

項目 測定局	1時間値が 0.10ppmを 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		1時間値 の最高値	日平均 値の2% 除外値 (※1)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (※2)
	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○	日
八代	0	0.0	0	0.0	0.008	0.002	○	0
広畑	0	0.0	0	0.0	0.028	0.004	○	0
飾磨	0	0.0	0	0.0	0.012	0.002	○	0
白浜	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0
御国野	0	0.0	0	0.0	0.012	0.003	○	0
網干	0	0.0	0	0.0	0.009	0.002	○	0
飾西	0	0.0	0	0.0	0.011	0.002	○	0
香寺	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0
林田	0	0.0	0	0.0	0.006	0.002	○	0

※1 「日平均値の2%除外値」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

※2 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。

ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 1-2 二酸化硫黄濃度の年平均値推移 (単位：ppm)

年度 測定局	H30	R1	R2	R3	R4
八代	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
広畑	0.002 [※]	0.001	0.001	0.001	0.002
飾磨	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001
白浜	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001 [※]
御国野	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
網干	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
飾西	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
香寺	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
林田	0.000	0.000	0.000	0.000 [※]	0.001
市内平均	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001

※有効測定時間（6,000時間）を満たさないため、参考値。

表 1-3 二酸化窒素濃度の環境基準適合状況（令和4年度）

項目 測定局	1時間値の 最高値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値の 年間98%値	98%値評価 による 日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 (※)
	ppm	日	%	日	%	ppm	日
八代	0.053	0	0.0	0	0.0	0.016	0
広畑	0.060	0	0.0	0	0.0	0.022	0
飾磨	0.054	0	0.0	0	0.0	0.022	0
白浜	0.041	0	0.0	0	0.0	0.019	0
御国野	0.037	0	0.0	0	0.0	0.017	0
網干	0.045	0	0.0	0	0.0	0.015	0
飾西	0.038	0	0.0	0	0.0	0.012	0
香寺	0.032	0	0.0	0	0.0	0.012	0
林田	0.031	0	0.0	0	0.0	0.009	0

※ 「98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から数えて98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

表 1-4 二酸化窒素濃度の年平均値推移

(単位：ppm)

年度 測定局	H30	R1	R2	R3	R4
八代	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007
広畑	0.013*	0.011	0.010	0.010	0.009
飾磨	0.011	0.010	0.009	0.010	0.009
白浜	0.010	0.009	0.008	0.009	0.008*
御国野	0.009	0.008	0.007	0.007	0.007
網干	0.008	0.007	0.007	0.007	0.006
飾西	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005
香寺	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004
林田	0.004	0.004	0.004	0.004*	0.004
市内平均	0.008	0.008	0.007	0.008	0.006

※有効測定時間（6,000時間）を満たさないため、参考値。

表 1-5 オキシダント濃度測定結果（令和4年度）

項目 測定局	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた 日数と時間数		昼間の 1時間値の 最高値	昼間の日最高 1時間値の 年平均値	昼間の 1時間値の 年平均値
	日	時間	日	時間	ppm	ppm	ppm
八代	44	202	0	0	0.090	0.041	0.027
広畑	53	208	0	0	0.082	0.045	0.031
飾磨	38	154	0	0	0.087	0.041	0.028
白浜	56	261	0	0	0.092	0.049	0.034
御国野	66	302	0	0	0.093	0.045	0.031
網干	59	280	0	0	0.093	0.046	0.032
飾西	52	244	0	0	0.096	0.045	0.030
香寺	65	306	0	0	0.095	0.047	0.032
林田	19	57	0	0	0.081	0.039	0.027

注) 昼間とは、5時から20時までの時間帯をいう。

[光化学スモッグ広報等発令基準について]

兵庫県は、一般環境大気測定局の内、いずれか2局が発令基準に達したとき、姫路市全域（家島町を除く。）において、光化学スモッグ広報を発令する。

発令基準とは、測定局におけるオキシダント濃度の1時間値が、次の値以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるときである。

- ① 注意報：0.12ppm
- ② 警報：0.24ppm
- ③ 重大警報：0.40ppm

また、兵庫県は、測定局におけるオキシダント濃度が気象条件等から注意報の発令基準に達するおそれがあると判断したとき、関係市町に予報を通報する。

表 1-6 光化学スモッグ広報等発令状況

年度 種別 月	H30		R1		R2		R3		R4	
	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
5	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(回)	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0

表 1-7 浮遊粒子状物質濃度の環境基準適合状況（令和4年度）

項目 測定局	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 とその割合		1時間値の 最高値	日平均値の 2%除外値 (※1)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上連続 したことの 有無	環境基準の長 期的評価によ る日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (※2)
	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日
八代	0	0.0	0	0.0	0.134	0.033	○	0
広畑	0	0.0	0	0.0	0.099	0.031	○	0
飾磨	0	0.0	0	0.0	0.054	0.026	○	0
白浜	0	0.0	0	0.0	0.069	0.033	○	0
御国野	0	0.0	0	0.0	0.097	0.035	○	0
網干	0	0.0	0	0.0	0.097	0.031	○	0
飾西	0	0.0	0	0.0	0.087	0.029	○	0
香寺	0	0.0	0	0.0	0.064	0.028	○	0
林田	0	0.0	0	0.0	0.084	0.027	○	0

※1 「日平均値の2%除外値」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

※2 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち0.10mg/m³を超えた日数である。
ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 1-8 浮遊粒子状物質濃度の年平均値推移 (単位：mg/m³)

測定局	年度	H30	R1	R2	R3	R4
八代		0.018	0.016	0.015	0.014	0.014
広畑		0.022*	0.017	0.015	0.013	0.015
飾磨		0.018	0.015	0.014	0.012	0.012
白浜		0.020	0.017	0.017	0.016	0.017*
御国野		0.020	0.016	0.017	0.014	0.015
網干		0.016	0.015	0.014	0.013	0.013
飾西		0.017	0.014	0.014	0.012	0.013
香寺		0.015	0.014	0.014	0.013	0.013
林田		0.017	0.013	0.013	0.013*	0.012
市内平均		0.018	0.015	0.015	0.013	0.013

※有効測定時間（6,000時間）を満たさないため、参考値。

表 1-9 微小粒子状物質濃度の環境基準適合状況（令和4年度）

項目 測定局	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数 とその割合		1時間値の 最高値	日平均値 の最高値	日平均値の 年間98%値	年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えたこと の有無	環境基準の 短期基準に よる日平均 値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数 (※)
	日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	有×・無○	日
広畑	0	0.0	80.0	34.4	23.0	○	0
白浜	0	0.0	32.0	21.7	19.8	○	0
御国野	0	0.0	47.0	31.5	19.0	○	0
網干	0	0.0	82.0	30.4	21.4	○	0
飾西	0	0.0	50.0	30.2	20.0	○	0

※ 「環境基準の短期基準による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値のうち低い方から数えて98%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数である。

表 1-10 微小粒子状物質濃度の年平均値推移

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

年度 測定局	H30	R1	R2	R3	R4
広畑	14.8 [※]	10.6	13.5	11.3	9.7
白浜	12.8	12.0	11.8	9.4	8.7 [※]
御国野	12.1	10.9	10.7	8.0	8.2
網干	11.3	9.6	9.4	8.7	9.6
飾西	10.9	9.4	10.5	7.5	8.9
市内平均	11.8	10.5	11.2	9.0	9.1

※有効測定日数（250日）を満たさないため、参考値。

表 1-1-1 降下ばいじん量（総量）の推移と令和 4 年度測定結果

（単位：t/km²/月）

年度 測定地点	H30 ^{※1}	R1	R2	R3 ^{※2}	R4 ^{※3}		
					平 均	最 小	最 大
八 代 測 定 局 （八代富士才公園）	1.1	1.3	1.3	1.2	1.3	0.6	2.3
広 畑 測 定 局 （広畑市民センター）	2.6	2.2	2.2	2.3	2.5	0.8	6.7
飾 磨 測 定 局 （飾磨市民センター）	1.9	1.9	2.1	2.3	2.4	1.1	4.3
白 浜 測 定 局 （白浜支所）	1.5	1.5	1.6	1.5	1.7	1.1	3.4
御 国 野 測 定 局 （東出張所）	1.3	1.3	1.8	1.4	1.5	0.8	3.2
網 干 測 定 局 （網干市民センター）	1.2	1.4	1.4	1.4	1.3	0.6	2.6
飾 西 測 定 局 （西市民センター）	1.1	1.2	1.1	1.3	1.4	0.4	3.3
香 寺 測 定 局 （香寺事務所）	1.2	1.1	1.2	1.2	1.1	0.4	2.0
林 田 測 定 局 （林田出張所）	0.9	1.0	1.2	1.3	1.0	0.4	1.6
夢 前 事 務 所	1.0	1.1	1.3	1.1	1.3	0.5	2.2
安 富 事 務 所	1.1	1.4	1.0	1.0	1.2	0.3	2.4
市 内 平 均	1.3	1.4	1.5	1.5	1.5		

※1 広畑測定局は、広畑市民センターの大規模改修工事により、欠測（8月～2月）。

※2 林田測定局は、林田出張所の大規模改修工事により、欠測（10月～2月）。

※3 白浜測定局は、白浜支所の大規模改修工事により、欠測（11月～3月）。

表1-12 降下ばいじん量（不溶解性物質）の測定結果（令和4年度）

（単位：t/km²/月）

測定場所	月												平均	最小	最大
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
八代測定局	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5	0.7	0.3	0.2	0.3	0.4	0.6	1.1	0.5	0.2	1.1
広畑測定局	1.4	1.3	1.3	1.4	1.2	2.7	0.5	0.3	0.5	0.4	0.6	1.9	1.1	0.3	2.7
飾磨測定局	1.4	1.2	1.2	1.5	1.3	1.3	0.6	0.5	0.6	0.6	1.0	1.9	1.1	0.5	1.9
白浜測定局	0.7	0.7	0.5	0.3	0.5	0.8	0.6	-	-	-	-	-	0.6	0.3	0.8
御国野測定局	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	1.0	0.3	0.4	0.4	0.3	0.6	1.0	0.6	0.3	1.0
網干測定局	0.8	0.5	0.4	0.6	0.7	1.1	0.4	0.2	0.3	0.2	0.6	1.0	0.6	0.2	1.1
飾西測定局	0.9	0.6	0.6	0.6	0.5	0.8	0.2	0.1	0.2	0.3	0.4	1.0	0.5	0.1	1.0
香寺測定局	0.5	0.6	0.4	0.4	0.5	0.6	0.3	0.1	0.2	0.2	0.5	1.0	0.4	0.1	1.0
林田測定局	0.8	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.2	0.1	0.3	0.2	0.4	0.8	0.4	0.1	0.8
夢前事務所	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.2	0.2	0.3	0.3	0.5	1.0	0.5	0.2	1.0
安富事務所	0.8	0.4	0.3	0.4	0.3	0.4	0.1	0.1	0.2	0.2	0.5	1.1	0.4	0.1	1.1
船場自排局	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.5	0.4	0.5	0.5	0.7	1.3	0.7	0.4	1.3
飾磨自排局	1.4	1.5	1.3	1.5	1.5	2.6	0.7	0.6	0.6	0.7	0.9	1.7	1.3	0.6	2.6
県工業用水取水所	0.3	0.7	0.6	0.8	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.6	0.8	1.1	0.7	0.3	1.1
八木小学校	0.9	0.6	0.5	0.6	0.8	0.8	0.8	0.2	0.6	0.7	0.8	1.1	0.7	0.2	1.1
八幡小学校	1.4	1.3	1.3	-	1.3	2.4	0.6	0.5	0.6	0.5	0.9	2.1	1.2	0.5	2.4
姫路市役所	1.1	1.0	0.9	0.8	1.0	0.9	0.5	0.4	0.5	0.5	0.9	1.5	0.8	0.4	1.5
面白山児童センター	1.8	0.7	-	1.9	1.3	0.8	0.2	0.1	0.3	0.2	0.4	0.9	0.8	0.1	1.9
飾東出張所	0.7	0.7	0.5	0.4	0.5	0.8	-	0.3	0.3	0.2	0.5	0.9	0.5	0.2	0.9
船山出張所	1.1	0.5	0.6	0.6	0.5	0.6	0.3	0.2	0.3	0.3	0.8	1.0	0.6	0.2	1.1
大津公民館	0.9	0.8	0.5	0.9	0.7	1.3	0.2	0.3	0.5	0.3	0.7	1.3	0.7	0.2	1.3
広畑公民館	1.1	0.9	0.9	1.1	1.4	1.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.6	1.2	0.9	0.4	1.8
広畑小学校	1.6	1.5	0.7	1.6	1.7	2.2	0.6	0.5	0.7	0.5	1.3	2.2	1.3	0.5	2.2
広畑ポンプ場	1.7	1.5	1.5	1.8	2.0	2.1	0.9	0.9	0.9	1.2	1.6	2.8	1.6	0.9	2.8
広畑テニスコート	2.1	2.0	2.3	2.5	2.4	3.1	0.9	0.8	0.6	0.5	0.9	2.3	1.7	0.5	3.1
平均	1.1	0.9	0.8	0.9	0.9	1.2	0.5	0.3	0.4	0.4	0.7	1.4	0.8		
最小	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.4	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	0.8		0.1	
最大	2.1	2.0	2.3	2.5	2.4	3.1	0.9	0.9	0.9	1.2	1.6	2.8			3.1

※ 白浜測定局は、白浜支所の大規模改修工事により、欠測（11月～3月）。

※ 広畑ポンプ場は、工事のため、飾磨消防署広畑分署へ一時移設（10月～3月）。

表 1-13 酸性雨の測定結果（令和4年度）

月	項目	pHの月平均値	降雨量 (mm)
4		5.6	71.0
5		5.3	151.0
6		5.6	77.9
7		5.3	162.6
8		4.9	80.0
9		5.1	219.3
10		4.9	107.4
11		5.6	47.4
12		5.1	48.0
1		5.1	36.0
2		4.5	43.0
3		5.5	85.3
範囲		4.5~5.6	計 1,128.9
平均		5.1	

表 1-14 酸性雨の経年変化

年度	H30	R1	R2	R3	R4
年平均pH	5.0	4.9	5.1*	5.5*	5.1

※姫路市役所北別館の大規模改修工事により、欠測（令和3年2月～12月）

表 1-15 一般大気環境中のアスベスト濃度測定結果（令和4年度）

（単位：f/L）

測定地点	採取月	8月	1月
広畑測定局		<0.056	<0.056
飾磨測定局		<0.056	<0.056
白浜測定局		0.056	0.056
網干測定局		0.056	0.056
飾西測定局		<0.056	0.056

2 有害大気汚染物質等の概況

令和4年度は、毎月1回、八代測定局において21物質、広畑浜手緑地において3物質の有害大気汚染物質等調査を実施した。

また、年4回（春、夏、秋、冬）、2地点（八代測定局、飾磨測定局）においてダイオキシン類の調査を実施した。

さらに、年4回（春、夏、秋、冬）、船場自排局において微小粒子状物質の成分分析（質量濃度、イオン成分8項目、無機元素成分30項目、炭素成分8項目）を実施した。

令和4年度の調査結果の概要は、以下のとおりである。

(1) 有害大気汚染物質等（表2-1、2-2）

八代測定局において調査を実施した21物質のうち、環境基準が設定されているテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタンの4物質については、いずれも環境基準に適合している。

また、広畑浜手緑地において調査を実施した3物質のうち、環境基準が設定されているベンゼン、ジクロロメタンの2物質については、いずれも環境基準に適合している。

(2) ダイオキシン類（表2-3）

大気環境基準は $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、全ての地点で環境基準に適合している。

(3) 微小粒子状物質成分分析（表2-4）

表 2-1 八代測定局における有害大気汚染物質等の測定結果（令和 4 年度）（単位：μg/m³）

物質名	年平均値	環境基準
テトラクロロエチレン	0.044	200
トリクロロエチレン	0.15	130
ベンゼン	0.68	3
ジクロロメタン	1.7	150
アクリロニトリル	0.022	※ 2
アセトアルデヒド	1.4	※120
塩化ビニルモノマー	0.028	※ 10
塩化メチル	1.6	※ 94
クロロホルム	0.19	※ 18
トルエン	3.8	未設定
酸化エチレン	0.074	未設定
1,2-ジクロロエタン	0.14	※ 1.6
水銀及びその化合物	0.0017	※ 0.04
ニッケル及びその化合物	0.0049	※ 0.025
ヒ素及びその化合物	0.0014	※ 0.006
1,3-ブタジエン	0.037	※ 2.5
ベリリウム及びその化合物	0.000015	未設定
ベンゾ [a] ピレン	0.00014	未設定
ホルムアルデヒド	2.2	未設定
マンガン及びその化合物	0.038	※ 0.14
クロム及びその化合物	0.022	未設定

※ 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

表 2-2 広畑浜手緑地における有害大気汚染物質の測定結果（令和 4 年度）（単位：μg/m³）

物質名	年平均値	環境基準
ベンゼン	0.95	3
ジクロロメタン	0.79	150
1,2-ジクロロエタン	0.13	※ 1.6

※ 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

表 2-3 大気中のダイオキシン類の測定結果（令和 4 年度）（単位：pg-TEQ/m³）

測定場所	年平均値	環境基準
八代測定局	0.018	0.6
飾磨測定局	0.069	

表2-4 船場自排局における微小粒子状物質成分分析の調査結果（令和4年度）

測定項目		年平均値
質量濃度 (μg/m ³)		9.9
イオン成分 (μg/m ³) 8項目	塩化物イオン	0.0664
	硝酸イオン	0.381
	硫酸イオン	2.23
	ナトリウムイオン	0.109
	アンモニウムイオン	0.83
	カリウムイオン	0.072
	マグネシウムイオン	0.0110
	カルシウムイオン	0.026
炭素成分 (μgC/m ³) 8項目	OC1	0.040
	OC2	1.05
	OC3	0.87
	OC4	0.466
	OCpyro	0.366
	EC1	0.657
	EC2	0.379
	EC3	0.0232
	OC (有機炭素)	2.80
	EC (元素状炭素)	0.693
無機元素成分 (ng/m ³) 30項目	ナトリウム	98
	アルミニウム	45.6
	ケイ素	119
	カリウム	74.0
	カルシウム	41.2
	スカンジウム	0.015
	チタン	4.52
	バナジウム	0.644
	クロム	1.90
	マンガン	7.1
	鉄	142
	コバルト	0.057
	ニッケル	1.26
	銅	3.43
	亜鉛	40.3
	ヒ素	1.00
	セレン	0.69
	ルビジウム	0.248
	モリブデン	1.70
	アンチモン	0.61
	セシウム	0.065
	バリウム	2.08
	ランタン	0.052
	セリウム	0.069
	サマリウム	0.005
	ハフニウム	0.039
	タングステン	0.29
	タンタル	0.002
	トリウム	0.007
	鉛	5.43

3 自動車公害の概況

市内における自動車公害の現況については、図1-1に示す船場（国道2号東行）及び飾磨（県道姫路港線）の固定局並びに移動局8箇所（約30日間）で、自動車排出ガス及び騒音の常時監視により把握に努めている。

自動車排出ガスの市内平均濃度の推移は、図3-1に示すとおりである。

また、令和4年度の測定結果の項目別概要は、以下のとおりである。

(1) 二酸化窒素（表3-1、3-2）

令和4年度の固定局2局の市内平均値は0.010ppmであった。市内平均値の経年変化は、近年横ばい傾向であり、2局とも環境基準に適合している。

令和4年度の移動局8箇所の期間平均値は0.005～0.013ppmであった。移動局は、測定期間が1箇所につき約30日のため、年間を通じた評価を行えないが、測定期間内では、環境基準以下になっている。

(2) 一酸化炭素（表3-3、3-4）

令和4年度の固定局2局の市内平均値は0.2ppmであった。市内平均値の経年変化は、近年横ばい傾向であり、2局とも環境基準に適合している。

(3) 浮遊粒子状物質（表3-5、3-6）

令和4年度の固定局2局の市内平均値は0.015mg/m³であった。市内平均値の経年変化は、近年横ばい傾向である。2局とも環境基準に適合している。

令和4年度の移動局8箇所の期間平均値は0.009～0.018mg/m³であった。移動局8箇所は、短期的評価で環境基準に適合している。

(4) 微小粒子状物質（表3-7、3-8）

令和4年度の固定局2局の平均値は9.9μg/m³であった。2局とも環境基準に適合している。

(5) 自動車騒音（表3-9）

令和4年度の騒音測定結果は、固定局2局、移動局8箇所とも昼間・夜間の両時間帯で環境基準及び要請限度に適合している。

表 3-1 二酸化窒素濃度の環境基準適合状況（令和4年度）

測定局		項目	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数と その割合		日平均値 の年間 98%値	98%値評価 による日 平均値が 0.06ppm を超えた 日数（※）
					日	%	日	%		
固定局	船場局		0.046	0.027	0	0.0	0	0.0	0.019	0
	飾磨局		0.053	0.031	0	0.0	0	0.0	0.022	0
移動局	東郷公園		0.036	0.017	0	0.0	0	0.0	—	—
	四郷		0.030	0.021	0	0.0	0	0.0	—	—
	御国野		0.025	0.015	0	0.0	0	0.0	—	—
	別所		0.027	0.010	0	0.0	0	0.0	—	—
	夢前台第五公園		0.021	0.009	0	0.0	0	0.0	—	—
	網干消防署		0.022	0.010	0	0.0	0	0.0	—	—
	飾磨消防署白浜分署		0.045	0.023	0	0.0	0	0.0	—	—
	神屋公園		0.046	0.026	0	0.0	0	0.0	—	—

※ 「98%値評価による日平均値0.06ppmを超えた日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から数えて98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超えたものの日数である。

表 3-2 二酸化窒素濃度の年（期間）平均値推移（単位：ppm）

測定局		年度	H30	R1	R2	R3	R4
			固定局	船場局	0.010	0.009	0.009
固定局	飾磨局		0.012	0.011	0.010	0.011	0.010
	市内平均		0.011	0.010	0.010	0.010	0.010
	移動局	東郷公園	0.012	0.011	0.007	0.009	0.009
移動局	四郷		0.011	0.011	0.007	0.010	0.009
	御国野		0.012	0.010	0.011	0.011	0.009
	別所		0.008	0.008	0.007	0.007	0.007
	夢前台第五公園		0.008	0.007	0.006	0.006	0.006
	網干消防署		0.012	0.011	—	0.007	0.005
	飾磨消防署白浜分署		—	—	—	0.012	0.013
	神屋公園		0.013	0.013	0.007	0.010	0.012

注) 移動局8箇所の測定結果は、約30日間の期間平均値である。

表 3-3 一酸化炭素濃度の環境基準適合状況 (令和 4 年度)

項目		8時間値が 20 ppmを 超えた回数 とその割合		日平均値が 10 ppmを 超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値	日平均 値の 最高値	日平均 値の 2% 除外値 (※1)	日平均値が 10ppmを超 えた日が2 日以上連続 したことの 有無	環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 10ppmを超 えた日数 (※2)
		日	%	日	%					
固定局	船場局	0	0.0	0	0.0	1.2	0.6	0.5	○	0
	飾磨局	0	0.0	0	0.0	1.0	0.5	0.4	○	0

※1 「日平均値の2%除外値」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

※2 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。

ただし、日平均値が10ppmを越えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表 3-4 一酸化炭素濃度の年平均値推移

(単位: ppm)

年度		H30	R1	R2	R3	R4
		固定局				
固定局	船場局	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	飾磨局	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2
	市内平均	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2

表3-5 浮遊粒子状物質の環境基準適合状況（令和4年度）

測定局		項目		1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値 mg/m ³	日平均値の最高値 mg/m ³	日平均値の2%除外値 (※1) mg/m ³	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無 有×・無○	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数(※2) 日
		時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³					
固定局	船場局	0	0.0	0	0.0	0.067	0.053	0.032	○	0		
	飾磨局	0	0.0	0	0.0	0.073	0.038	0.032	○	0		
移動局	東郷公園	0	0.0	0	0.0	0.053	0.025	—	○	—		
	四郷	0	0.0	0	0.0	0.048	0.025	—	○	—		
	御国野	0	0.0	0	0.0	0.117	0.026	—	○	—		
	別所	0	0.0	0	0.0	0.061	0.028	—	○	—		
	夢前台第五公園	0	0.0	0	0.0	0.042	0.020	—	○	—		
	網干消防署	0	0.0	0	0.0	0.041	0.014	—	○	—		
	飾磨消防署白浜分署	0	0.0	0	0.0	0.048	0.023	—	○	—		
神屋公園	0	0.0	0	0.0	0.055	0.028	—	○	—			

※1 「日平均値の2%除外値」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値である。

※2 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m³を超えた日数」とは、日平均値のうち高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち0.10 mg/m³を超えた日数である。

ただし、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

表3-6 浮遊粒子状物質濃度の年（期間）平均値推移（単位：mg/m³）

測定局		年度	H30	R1	R2	R3	R4
固定局	船場局		0.017	0.015	0.016	0.015	0.015
	飾磨局		0.017	0.016	0.015	0.014	0.015
	市内平均		0.017	0.016	0.016	0.015	0.015
移動局	東郷公園		0.020	0.016	0.016	0.015	0.015
	四郷		0.017	0.018	0.015	0.015	0.016
	御国野		0.027	0.018	0.016	0.016	0.018
	別所		0.015	0.019	0.023	0.015	0.016
	夢前台第五公園		0.012	0.012	0.009	0.012	0.011
	網干消防署		0.013	0.011	—	0.009	0.009
	飾磨消防署白浜分署		—	—	—	0.010	0.012
神屋公園		0.014	0.011	0.011	0.010	0.011	

注) 移動局8箇所の測定結果は、約30日間の期間平均値である。

表 3-7 微小粒子状物質の環境基準適合状況（令和4年度）

項目		日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えたことの有無	環境基準の短期基準による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(※)
		日	%	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	有×・無○	日
測定局	船場局	0	0	52.0	30.7	21.4	○	0
	飾磨局	0	0	57.0	37.2	25.1	○	0

※ 「環境基準の短期基準による日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数」とは、日平均値のうち低い方から数えて98%の範囲にある測定値を除外した後の日平均値のうち35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数である。

表 3-8 微小粒子状物質の年平均値推移 (単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局		年度	H30	R1	R2	R3	R4
固定局	船場局		13.0	11.5	12.3	8.7	9.2
	飾磨局		12.3	11.4	11.1	10.4	10.6
	市内平均		12.7	11.5	11.7	9.6	9.9

図 3-1 自動車排出ガス（年平均値）の推移

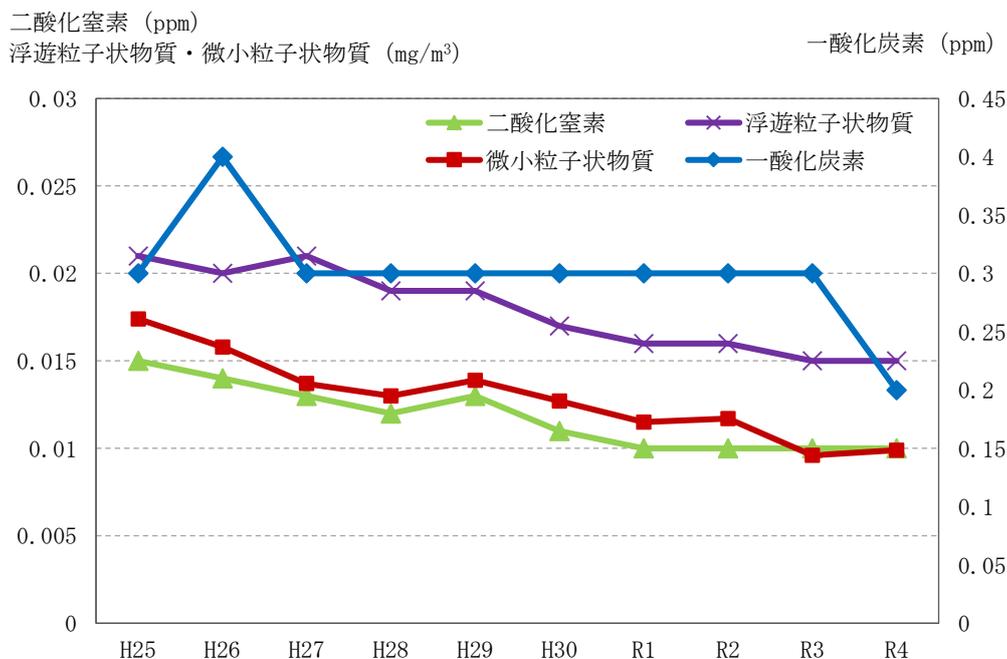


表 3-9 自動車騒音測定結果（令和 4 年度）

（単位：dB）

調査地点		路線名	車線数	昼間（6～22時）			夜間（22～6時）		
				要請限度	環境基準	測定値	要請限度	環境基準	測定値
固定局	船場	国道 2 号	4	75 ○	70 ○	65	70 ○	65 ○	61
	飾磨	主要地方道姫路港線	4	75 ○	70 ○	61	70 ○	65 ○	56
移動局	東郷公園	国道 3 1 2 号	4	75 ○	70 ○	67	70 ○	65 ○	63
	四郷	国道 3 1 2 号	2	75 ○	70 ○	68	70 ○	65 ○	64
	御国野	国道 2 号 国道 3 1 2 号	3	75 ○	70 ○	67	70 ○	65 ○	64
	別所	国道 2 号	2	75 ○	70 ○	66	70 ○	65 ○	61
	夢前台第五公園	県道姫路新宮線	2	75 ○	70 ○	64	70 ○	65 ○	58
	網干消防署	国道 2 5 0 号	2	75 ○	70 ○	69	70 ○	65 ○	64
	飾磨消防署白浜分署	国道 2 5 0 号	4	75 ○	70 ○	65	70 ○	65 ○	58
	神屋公園	県道姫路停車場線	2	75 ○	70 ○	61	70 ○	65 ○	54

4 水質環境の概況

[公共用水域]

水質環境の現況について、河川は14河川40地点（市13河川38地点、国1河川2地点）、海域は18地点（市7地点、県11地点）で調査を行った。

結果は、表4-1、4-2及び4-3に示すとおりである。

(1) 健康項目

カドミウム等の人の健康の保護に関する項目に関しては、全地点で環境基準に適合している。

(2) 生活環境項目

BOD、COD等の生活環境の保全に関する項目に関しては、次のとおりである。

① 河川（図4-1）

市内では、市川、夢前川、船場川及び揖保川が県知事の定める環境基準の類型指定を受けており、BOD（生物化学的酸素要求量）についての環境基準値は、表4-1に示すとおりA類型水域が2mg/L以下、B類型水域が3mg/L以下、C類型水域が5mg/L以下である。

(イ) 市川

市川は、仁豊野橋より上流がA類型水域に、仁豊野橋から潮止めえん堤までがB類型水域に指定されており、全地点で環境基準に適合している。

(ロ) 夢前川

夢前川は、蒲田橋より上流がA類型水域に、蒲田橋から潮止めえん堤までがB類型水域に指定されており、全地点で環境基準に適合している。

(ハ) 船場川

船場川は、保城橋より上流がB類型水域に、保城橋から下流がC類型水域に指定されており、全地点で環境基準に適合している。

(ニ) 揖保川

揖保川は、林田川合流点から上流がA類型水域に、合流点から下流がB類型水域に指定されており、全地点で環境基準に適合している。

② 海域（図4-1）

播磨灘海域は、閣議決定（昭和46年5月25日）により環境基準の類型指定を受けている。

COD（化学的酸素要求量）についての環境基準値は、表4-2に示すとおり、A類型水域が2mg/L以下、B類型水域が3mg/L以下、C類型水域が8mg/L以下である。

水質（COD）についてみると、C類型水域では全地点で環境基準に適合しているが、A類型水域及びB類型水域の一部の地点で環境基準に適合していない。

(3) ダイオキシン類

① 河川

環境基準点6地点（仁豊野橋、工業用水取水点、保城橋、加茂橋、蒲田橋、京見橋）において、河川水質及び河川底質について実施した。結果は、表4-4に示すとおり、全地点で環境基準に適合している。

② 海域

的形沖において、水質及び底質について実施した。結果は、表4-4に示すとおり、環境基準に適合している。

〔地下水〕

(1) 概況調査

本市においては、平成元年度から環境省が定める「地下水質調査方法」により、市内を2kmメッシュ又は4kmメッシュに区分し（計75地区）、1地区につき1箇所の調査地点を選定し、環境基準が定められている健康項目を対象に概況調査を実施しており、令和4年度は15地区について実施した。結果は、表4-3に示すとおり、いずれも環境基準に適合している。

(2) 継続監視調査

過去の概況調査において地下水汚染が確認された地区について、継続監視調査を年1～2回実施している。令和4年度に実施した調査結果は次のとおりである。

地域	調査井戸数	基準超過井戸数					地下水汚染の確認年度
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	砒素	硝酸性及び亜硝酸性窒素	
中部	1	0	1	0	—	—	平成19
東部	1	—	—	—	—	0	平成22
東部	1	—	—	—	—	1	
東部	1	—	—	—	1	—	
中部	2	—	—	—	2	—	平成23
東部	1	—	—	—	1	—	平成26
西部	2	—	—	—	2	—	平成28
北部	1	—	—	—	—	0	平成29
東部	1	—	—	—	—	0	令和元

(3) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類の調査を、4井戸について実施した。結果は、表4-5に示すとおり、全ての井戸で環境基準に適合している。

〔土壌〕

ダイオキシン類の調査を、9地点について実施した。結果は、表4-6に示すとおり、全地点で環境基準に適合している。

図4-1 河川・海域水質調査地点

河川調査

- 市 市の調査地点
- 国 国の調査地点

海域調査

- 市 市の調査地点
- 県 県の調査地点

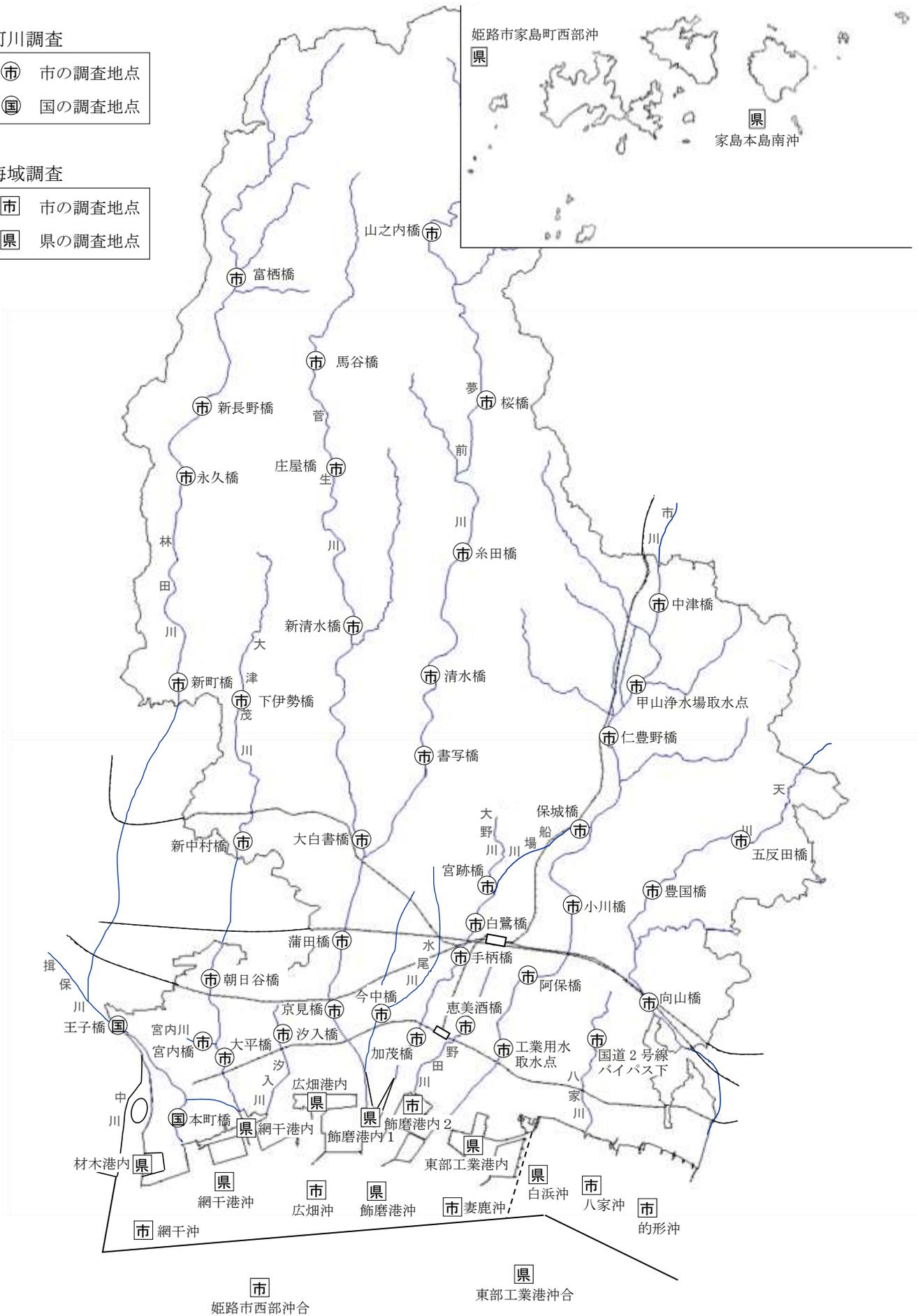


表4-1 河川BOD75%値の経年変化

(単位: mg/L)

河川名	調査地点	類型 環境基準	H30	R1	R2	R3	R4
天 川	五反田橋	—	1.0	1.3	1.2	0.9	0.9
	豊国橋	—	1.2	2.3	1.3	0.8	1.1
	向山橋	—	1.4	1.8	1.6	1.0	1.2
八家川	2号線バイパス下	—	1.3	1.3	1.4	1.0	1.4
市 川	中津橋	A 類型 2mg/L以下	0.9	0.8	0.9	0.5	0.7
	甲山浄水場取水点		0.8	0.8	0.5	0.5	0.7
	○ 仁豊野橋		1.1	0.9	1.1	0.7	0.9
	小川橋	B 類型 3mg/L以下	1.2	1.1	1.3	0.9	1.0
	阿保橋		1.2	1.0	1.0	0.7	0.9
	○ 工業用水取水点		1.2	1.1	1.3	0.7	1.2
野田川	恵美酒橋	—	0.7	0.7	1.3	0.7	1.0
船場川	○ 保城橋	B 類型	1.3	1.1	1.2	0.8	1.2
	白鷺橋	C 類型 5mg/L以下	1.5	1.3	1.7	1.0	1.5
	手柄橋		1.2	1.2	1.4	1.0	1.2
	○ 加茂橋		3.4	3.2	2.7	1.4	1.4
大野川	宮跡橋	—	1.3	1.1	1.3	0.9	0.9
夢前川	山之内橋	A 類型 2mg/L以下	0.9	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	桜橋		0.9	<0.5	0.5	<0.5	<0.5
	糸田橋		1.1	0.6	0.9	0.5	0.8
	清水橋		0.9	0.6	0.8	0.5	0.6
	書写橋		0.9	0.6	0.7	0.5	0.7
	○ 蒲田橋		0.9	1.0	0.8	0.6	0.9
	○ 京見橋	B 類型	0.9	0.6	0.9	0.7	0.7
菅生川	馬谷橋	—	0.8	0.6	0.7	0.5	<0.5
	庄屋橋	—	0.8	0.6	0.8	0.5	0.6
	新清水橋	—	0.8	0.7	0.8	0.7	0.7
	大白書橋	—	0.8	0.8	0.8	0.6	0.8
水尾川	今中橋	—	2.3	4.5	4.8	3.5	3.0
汐入川	汐入橋	—	1.9	1.9	2.0	1.3	1.9
大津茂川	下伊勢橋	—	1.2	1.1	0.9	0.8	0.9
	新中村橋	—	1.3	0.9	1.1	0.9	1.0
	朝日谷橋	—	1.7	1.2	1.0	0.9	1.1
	大平橋	—	1.6	1.0	1.1	1.1	0.9
宮内川	宮内橋	—	2.5	1.8	1.4	1.1	0.8
揖保川	○* 王子橋	B 類型 3mg/L以下	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
	* 本町橋		0.8	0.9	0.6	0.5	1.2
林田川	富栖橋	—	0.6	<0.5	0.6	<0.5	<0.5
	新長野橋	—	0.5	0.5	0.8	<0.5	<0.5
	永久橋	—	0.7	0.5	0.7	0.5	0.5
	新町橋	—	0.8	0.6	0.8	0.7	0.6

○: 環境基準点

*: 国土交通省近畿地方整備局調査地点

表4-2 海域COD75%値の経年変化

(単位：mg/L)

調査地点	類型・環境基準	H30	R1	R2	R3	R4
* 東部工業港内	C 類型 8mg/L以下	2.6	3.1	3.5	3.8	3.3
* 飾磨港内1		4.2	5.6	6.5	5.6	7.2
飾磨港内2		3.8	3.0	3.1	4.0	2.6
* 広畑港内		4.0	4.1	4.2	4.3	3.9
* 網干港内		4.2	3.7	4.7	5.0	4.5
* 材木港内		3.2	3.7	4.2	4.7	3.9
* 白浜沖	B 類型 3mg/L以下	3.0	3.0	3.3	3.7	2.9
* 飾磨港沖		3.3	3.3	3.3	4.4	3.3
* 網干港沖		3.4	3.4	3.6	3.9	3.1
的形沖		2.8	3.0	3.1	3.2	2.0
八家沖		2.5	2.5	3.4	3.5	2.2
妻鹿沖		2.6	2.4	3.0	3.4	2.2
広畑沖		2.8	2.8	2.8	3.5	2.5
網干沖		2.2	2.5	2.5	3.3	2.4
* 東部工業港沖合	A 類型 2mg/L以下	3.1	2.9	2.6	3.0	2.9
姫路市西部沖合		2.4	2.4	2.9	3.1	2.2
* 家島本島南沖		2.1	1.7	2.5	2.2	1.8
* 姫路市家島町西部沖		2.3	1.8	2.1	2.2	2.1

* : 兵庫県水大気課調査地点

■ : 生活環境項目に係る環境基準点

表4-3 健康項目の公共用水域及び地下水概況調査（令和4年度）

項 目	環境基準 (mg/L)	基 準 超 過 数		
		河 川	海 域	地 下 水
カドミウム	0.003以下	0	0	0
全シアン	検出されないこと。	0	0	0
鉛	0.01以下	0	0	0
六価クロム	0.02以下	0	0	0
砒素	0.01以下	0	0	0
総水銀	0.0005以下	0	0	0
アルキル水銀	検出されないこと。	0	0	0
PCB	検出されないこと。	0	0	0
チウラム	0.006以下	0	0	0
シマジン	0.003以下	0	0	0
ベンゼン	0.01以下	0	0	0
セレン	0.01以下	0	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0	0	0
四塩化炭素	0.002以下	0	0	0
クロロエチレン	0.002以下	—	—	0
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0	0	0
トリクロロエチレン	0.01以下	0	0	0
テトラクロロエチレン	0.01以下	0	0	0
ジクロロメタン	0.02以下	0	0	0
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0	0	0
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン (地下水は1,2-ジクロロエチレン)	0.04以下	0	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0	0	0
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0	0	0
チオベンカルブ	0.02以下	0	0	0
ふっ素	0.8以下	0	—	0
ほう素	1以下	0	—	0
1,4-ジオキサン	0.05以下	0	0	0

備考 1) 調査対象河川は、14河川39地点である。

2) 調査対象海域は、12地点である。

3) 調査対象地下水は、15地区である。

表4-4 ダイオキシン類（河川及び海域）調査結果（令和4年度）

調査地点		水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)	環境基準値
市川	仁豊野橋	0.059	0.17	水質 1pg-TEQ/L以下 底質 150pg-TEQ/g以下
	工業用水取水点	0.062	1.1	
船場川	保城橋	0.073	4.0	
	加茂橋	0.12	0.58	
夢前川	蒲田橋	0.058	0.15	
	京見橋	0.071	0.16	
海域	的形沖	0.037	5.1	

表4-5 ダイオキシン類（地下水）調査結果（令和4年度）

調査地点	地下水 (pg-TEQ/L)	環境基準値
四郷町東阿保	0.045	1pg-TEQ/L以下
四郷町本郷	0.071	
御国野町深志野	0.046	
白国三丁目	0.049	

表4-6 ダイオキシン類（土壌）調査結果（令和4年度）

調査地点	土壌 (pg-TEQ/g)	環境基準値
家島町宮（家島清水公園）	0.042	1,000pg-TEQ/g以下
大塩町汐咲一丁目（大塩公園）	0.027	
御国野町国分寺（国分寺公園）	1.4	
四郷町山脇（西御着公園）	1.1	
的形町の形（的形南公園）	3.9	
増位新町二丁目（花北広場公園）	0.093	
城東町竹之門（城東公園）	0.33	
神屋町六丁目（神屋公園）	0.52	
市川台一丁目（東郷台第一公園）	1.3	

5 苦情処理の概況

令和4年度の苦情受付の状況は総数156件で、その内訳は騒音が70件（45%）と最も多く、悪臭34件（22%）、大気汚染31件（20%）、水質汚濁17件（11%）、振動4件（2%）の順である。（図5-1、環境政策室受付分のみ。）

典型7公害にかかる苦情件数の推移は、図5-2のとおりである。

なお、令和4年度に処理した公害苦情は、表5-1のとおりである。

図5-1 新規苦情件数内訳（令和4年度）

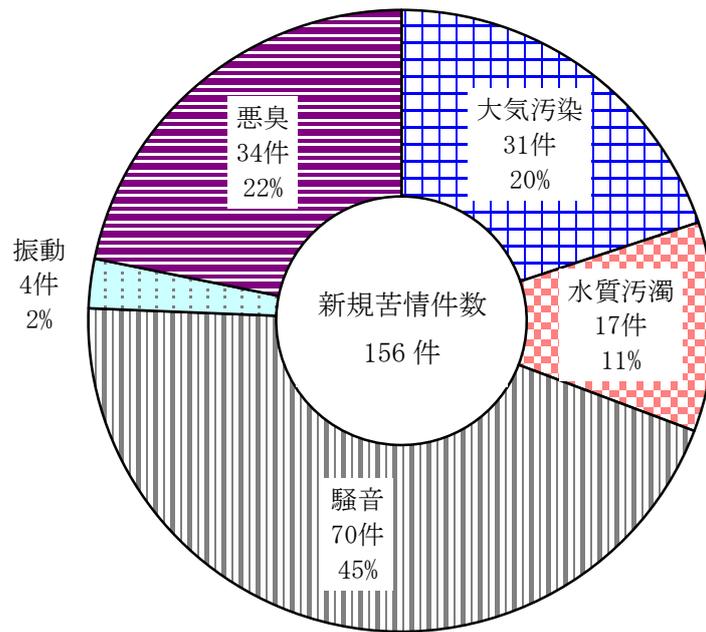
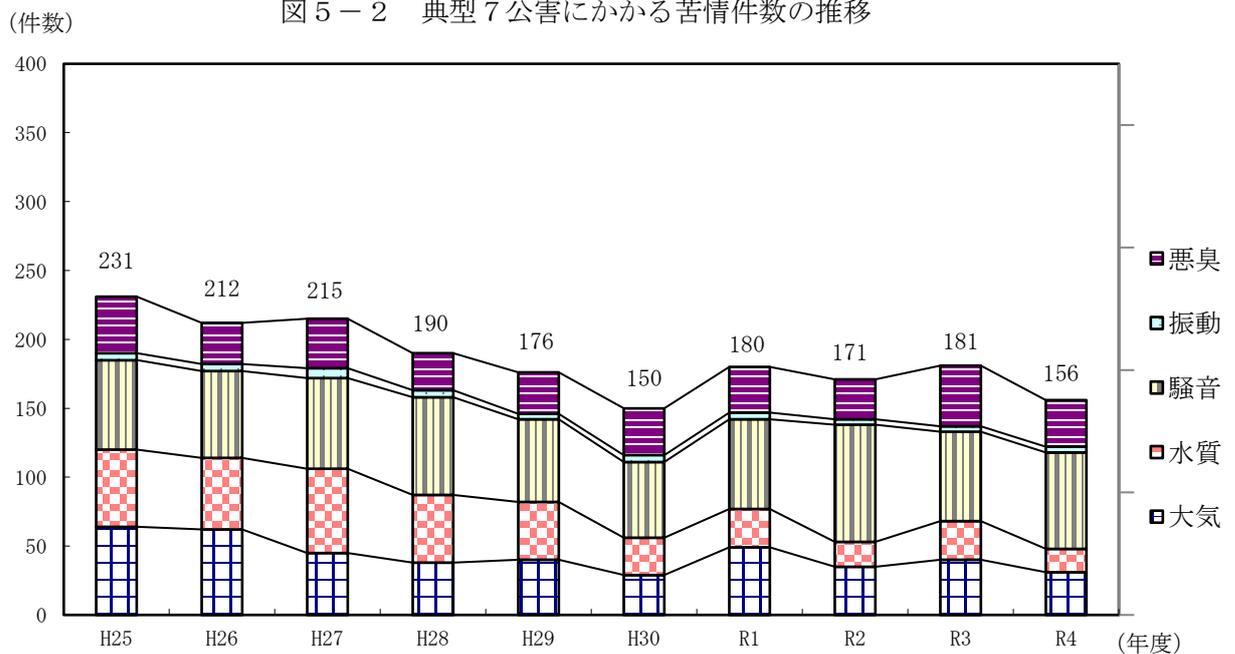


図5-2 典型7公害にかかる苦情件数の推移



注) 前年度からの繰越を含まない。

表5-1 公害（苦情・陳情）処理状況（令和4年度）

区 分	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	合 計
前年度繰越	0	0	2	0	0	2
新規苦情件数	31	17	70	4	34	156
調査・指導件数	167	95	391	13	234	900
解決件数	31	17	71	4	33	156
解決率	100%	100%	99%	100%	97%	99%